

※年金をお受け取りのお客さまへ重要なお知らせ

年金（基金・信託年金も含む）の受取口座としてご指定のお客さま
以下①の年金はお手続きの必要はございません。

①お客様によるお手続きが不要な年金

- | | |
|------------|---------------|
| ●国民年金 | ●公立学校共済年金 |
| ●厚生年金 | ●日本私立学校共済年金 |
| ●国家公務員共済年金 | ●農林漁業団体職員共済年金 |
| ●地方職員共済年金 | ●農林年金 |
| ●市町村職員共済年金 | ●町村議会年金 |
| ●警察共済年金 | ●市議会議員共済年金 |
| ●企業年金連合会 | |

ただし、上記①以外の年金（以下②など）につきましては、お客様の方
から年金の支払先へご連絡いただき、変更手続きをお願いいたします。

②お客様によるお手続きが必要な各種年金の一例

- | | |
|------------|--------------------------------|
| ●労災年金 | ●鉄道共済 |
| ●全国国民年金基金 | ●国民年金基金連合会 |
| ●N T T基金年金 | ●都共済組合 など |
- 記載は一例ですので通帳等でご確認の上お手続きをお願いいたします。